

JIS

合成樹脂エマルションペイント及び シーラー

㊞ JIS K 5663 : 2003

(JPMA/JSA)

平成 20 年 3 月 20 日付け追補 1 あり

平成 15 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名				所属
(委員長)	宮	入	裕	夫	東京医科歯科大学
(委員)	大	久	泰	照	昭和シェル石油株式会社
	堀		友	繁	財団法人バイオインダストリー協会
	奥	山	通	夫	社団法人日本ゴム協会
	笠	野	英	秋	拓殖大学
	加	茂		徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	木	原	幸	弘	社団法人日本化学工業協会
	桐	村	勝	也	日本ペイント株式会社
	高	野	忠	夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高	橋	信	弘	東京農工大学
	西	川	輝	彦	石油連盟
	西	本	右	子	神奈川大学
	古	川	哲	夫	財団法人日本消費者協会
	楨			宏	日本プラスチック工業連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 31.12.5 改正：平成 15.3.20

官 報 公 示：平成 15.3.20

原 案 作 成 者：社団法人日本塗料工業会

(〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3 丁目 12-8 東京塗料会館 TEL 03-3443-2011)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 杉浦 賢)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS 規格ご利用者各位

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(㊄)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示していましたが、平成 20 年 10 月 1 日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成 20 年 10 月 1 日

(財) 日本規格協会

合成樹脂エマルションペイント及びシーラー

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	7.7.1 備考	…に規定するフロート板ガラス及び磨き板ガラスとする。	…に規定する板ガラスとする。
	図 1 表題	図 1 ブラシ植毛平面図の一例	図 2 ブラシ植毛平面図の一例
	4.7.1 注 (3)	…， JIS K 5600-1-4 の 6.3.3 (溶剤洗浄による調整) に規定…	…， JIS K 5600-1-4 の 6.2 (溶剤洗浄による調整) に規定…
	附属書付表 1 表題	附属書付表 1	附属書参考表 1

平成 16 年 5 月 1 日作成

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本塗料工業会(JPMA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって **JIS K 5663** : 2002 は、改正され、この規格に置き換えられる。

JIS K 5663 には、次に示す附属書がある。

附属書（規定）合成樹脂エマルションシーラー

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
4. 種類	2
5. 品質	2
6. 見本品	3
7. 試験方法	3
7.1 サンプルング	3
7.2 試験用試料の検分及び調整	3
7.3 試験の一般条件	3
7.4 容器の中での状態	4
7.5 塗装作業性	4
7.6 低温安定性	4
7.7 乾燥時間	4
7.8 塗膜の外観	4
7.9 隠ぺい率	4
7.10 耐水性	5
7.11 耐アルカリ性	5
7.12 耐洗浄性	5
7.13 促進耐候性	7
7.14 屋外暴露耐候性	7
8. 検査	8
9. 表示	8
附属書（規定）合成樹脂エマルションシーラー	10
解 説	15



合成樹脂エマルションペイント及びシーラー

Synthetic resin emulsion paint & Sealer

1. **適用範囲** この規格は、合成樹脂エマルションペイント及びシーラーについて規定する。
備考1. 合成樹脂エマルションシーラーに要求される事項については、**附属書（規定）**による。
 2. 合成樹脂エマルションペイントには、ホルムアルデヒド系防腐剤、ユリア系樹脂、フェノール系樹脂及びメラミン系樹脂のいずれをも含まないものとする。**参考** 合成樹脂エマルションペイントは、合成樹脂エマルションと顔料を主な原料として作った液状のものである。
2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。
 - JIS A 5430** 繊維強化セメント板
 - JIS K 2235** 石油ワックス
 - JIS K 3302** 固形洗濯石けん
 - JIS K 5500** 塗料用語
 - JIS K 5600-1-1** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第1節：試験一般（条件及び方法）
 - JIS K 5600-1-2** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第2節：サンプリング
 - JIS K 5600-1-3** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第3節：試験用試料の検分及び調整
 - JIS K 5600-1-4** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第4節：試験用標準試験板
 - JIS K 5600-1-5** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第5節：試験板の塗装（はけ塗り）
 - JIS K 5600-1-6** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第6節：養生並びに試験の温度及び湿度
 - JIS K 5600-1-8** 塗料一般試験方法—第1部：通則—第8節：見本品
 - JIS K 5600-2-7** 塗料一般試験方法—第2部：塗料の性状・安定性—第7節：貯蔵安定性
 - JIS K 5600-3-2** 塗料一般試験方法—第3部：塗膜の形成機能—第2節：表面乾燥性（バロチニ法）
 - JIS K 5600-3-4** 塗料一般試験方法—第3部：塗膜の形成機能—第4節：製品と被塗装面との適合性
 - JIS K 5600-4-1** 塗料一般試験方法—第4部：塗膜の視覚特性—第1節：隠ぺい力（淡彩色塗料用）
 - JIS K 5600-4-3** 塗料一般試験方法—第4部：塗膜の視覚特性—第3節：色の目視比較
 - JIS K 5600-4-6** 塗料一般試験方法—第4部：塗膜の視覚特性—第6節：測色（色差の計算）
 - JIS K 5600-5-11** 塗料一般試験方法—第5部：塗膜の機会的性質—第11節：耐洗浄性
 - JIS K 5600-6-1** 塗料一般試験方法—第6部：塗膜の化学的性質—第1節：耐液体性（一般的方法）
 - JIS K 5600-7-6** 塗料一般試験方法—第7部：塗膜の長期耐久性—第6節：屋外暴露耐候性
 - JIS K 5600-7-7** 塗料一般試験方法—第7部：塗膜の長期耐久性—第7節：促進耐候性（キセノンランプ法）